

初期契約解除申請書

株式会社シンセイコーポレーション 行

以下、novas WiMAX サービス契約の新規申込に対し初期契約解除申請致します。

加入者コード	U							
--------	---	--	--	--	--	--	--	--

※加入者コードは novas WiMAX マイページの「契約情報」>「契約一覧」にてご確認ください。

ご契約者名

ご契約者名(フリガナ)

ご契約者住所

ご連絡先電話番号

(※平日の日中帯にご連絡がとれる電話番号をご記入願います)

初期契約解除の内容

(いずれかに○をつけてください)

新規契約を初期契約解除 / プラン変更を初期契約解除

初期契約解除制度の内容と手続方法

【初期契約解除制度の内容】

(1) ご契約いただいた通信サービスが利用可能になった日又は本書面をお客様が受領した日のいずれか遅い日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約（料金プランを変更する場合は、その変更を内容とする契約とします。以下同じとします。）の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この効力は書面を発送した時に生じます。

(2) 初期契約解除を行った場合は、次のとおり取り扱います。

◆新規契約の場合

・本契約により発生した登録料、ユニバーサルサービス料及び契約解除までに提供を受けた novas WiMAX サービス利用料をご請求します。本契約に基づき当該料金以外の金銭等を受領している場合、当該金銭等をお客様に返還します。

・オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除と同時に解約されます。

・お客様が本契約の締結と同時に当社から購入した端末は、初期契約解除後速やかに当社指定の場所へご返却いただきます。詳細条件は、重要事項説明書の別紙「端末返還特約」をご参照ください。

◆料金プラン変更の場合

・料金プランを変更した時点に遡って変更前の料金プランを適用します。

(3) 当社が初期契約解除制度について不実のことを告げたことによりお客様が告げられた内容が事実であるとの誤認をし、これによって 8 日間を経過するまでに本契約を解除しなかった場合、改めて本契約の解除を行うことができる旨を記載して交付した書面をお客様が受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、書面により本契約を解除することができます。

【初期契約解除の手続方法】

・本契約を特定できる事項（受付番号・契約者住所・契約者氏名）を記載した書面を本契約の申込みを行った店舗又は下記住所へ郵送等によりご提出ください。当該書面の提出に要する費用は、お客様にご負担いただきます。

〒101-0065 東京都千代田区西神田 2-5-8

株式会社シンセイコーポレーション novas WiMAX 登録センター